

岐阜県全国がん登録における診療所指定要領

(目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第2項及び同法施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）第14条の規定に基づく全国がん登録の届出を行う診療所の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 指定を受けようとする岐阜県内の診療所の開設者は、知事が定める日までに「全国がん登録診療所指定申請書」（様式第1号）を岐阜県健康福祉部保健医療課（以下「保健医療課」という。）に提出する。

(指定の通知等)

第3条 知事は、前条による指定の申請があった場合は、法第6条第2項の診療所として指定を行い、「全国がん登録における診療所指定通知書」（様式第2号）により指定した旨を通知する。
なお、指定は各年1月1日付けでまとめて行う。

(指定期間)

第4条 指定期間に期限の定めはないものとし、指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の辞退又は知事による指定の取消が行われるまでの間は、当該指定の効果は継続する。

(申請内容の変更)

第5条 指定診療所は、当該指定に係る申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所変更届」（様式第3号）を速やかに保健医療課に提出する。

(指定の辞退)

第6条 指定を辞退しようとする指定診療所の開設者は、「全国がん登録における指定の辞退届」（様式第4号）を保健医療課に提出する。

(指定の取消)

第7条 知事は、指定診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は、指定診療所が同項による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。